

「消費者団体訴訟制度の導入」に関する基本的考え方・概要

2005年2月15日
(社)日本経済団体連合会

1. 総論

消費者に係る商取引は、ますます高度化・複雑化。消費者被害の発生拡散の「未然防止」が重要

架空請求等の犯罪行為が拡大
悪徳事業者の排除に向けて、行政機関、警察等の徹底した取り組みが不可欠

同時に

消費者契約に係るトラブルは、同種かつ少額被害が大量に発生
「消費者全体の利益擁護」のため、消費者団体に差止請求権を特別に付与する「消費者団体訴訟制度」の導入について、国民生活審議会で検討することは時宜を得たもの

- 一方、
- 民事訴訟のあり方を根本から覆す制度
 - 訴権の濫用・悪用により、健全な経済活動が損なわれるおそれ

我が国の民事訴訟制度や司法制度との整合性、制度の濫用・悪用の徹底排除の方策など、幅広い視点から精緻な議論を尽くし、国民の信頼に足る制度を構築すべき

2. 各論

(1) 訴権の内容

消費者契約法では、個々の消費者には差止請求権がないため、これを消費者団体へ付与することは一定の意義

損害賠償は、すでに個々の消費者が請求権を有するため、民事訴訟制度全体におよぶ根本的議論と切り離した検討には反対

(2) 差止めの範囲

消費者契約法で無効とされる契約条項を対象にすべき

勧誘行為は、個別性が高いため、事業活動を不必要に萎縮させずに、実効性ある仕組みが可能か、十分検討が必要

(3) 適格団体のあり方

行政機関に準ずる程度の公益性と信頼性のある団体に訴権を付与すべき(既存の団体の実状に合わせるべきではない)

企業恐喝的、和解金目的の訴訟、競争事業者による悪用等を徹底排除し得る厳格な要件とすべき

(4) 訴訟手続のあり方を含む制度運営の円滑化

訴訟手続は民事訴訟法の原則に従うのが妥当

ただし、重複訴訟や蒸し返し訴訟なども懸念されるため、あらかじめ濫用防止措置を検討すべき